

受付No.		号
-------	--	---

被災家屋等の解体・撤去に係る申請書

令和 年 月 日

穴水町長宛

申請者（被災家屋等の所有者） ※太枠内を記入してください。

家屋等所有者	住所1	〒		
	フリガナ氏名 (法人名称・代表者氏名)	実印	電話	自宅 () - 携帯 () -
	生年月日	(明・大・昭・平 年 月 日生)		
依頼代理人	住所2	〒		
	フリガナ氏名	印	電話	自宅 () - 携帯 () -
	依頼者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> その他 ()		
連絡先	※解体立会い調整などの連絡先になります <input type="checkbox"/> 被災家屋等の所有者と同じ <input type="checkbox"/> 依頼代理人と同じ			
	住所3	〒		
	フリガナ氏名		電話	自宅 () - 携帯 () -

私が所有する下記の被災家屋等は、能登半島地震により損壊しましたので、穴水町が解体及びそれにより生じた廃材の撤去を行うよう申請します。

なお、当該解体・撤去について、借地人、借家人、抵当権者及び根抵当権者等の関係者へ説明のうえ同意を得ています。

記

解体・撤去を依頼する被災家屋等概要 ※太枠内を記入してください。

所在地番	穴水町字 (アパート、ビル等の場合、名称)
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 ※り災証明書の被害状況
居住者（入居者）の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 退去予定月（令和 年 月頃）
備考 ※できるだけ正確に記入してください。	1. 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（依頼者以外 名） 2. 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 3. その他敷地内の損壊・撤去 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 塀（ブロック塀等） <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> 被災自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()

被災家屋等の解体・撤去に係る同意

前頁のとおり依頼した被災家屋等を町が解体・撤去するにあたり、次の5点について同意します。

- 1 穴水町が、当該家屋等の解体・撤去の処理を行うにあたって、町からの連絡調整に応じ、解体の立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。
- 2 当該家屋等（当該家屋内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしないこと。
- 3 申請から町が解体に着手するまでの間は、所有者の責任において当該家屋等を適切に管理すること。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、所有者が責任をもって対応すること。
- 4 借地人及び借家人をはじめ当該家屋等の関係者と事後の紛争があった場合は、所有者の責任において、解決すること。
- 5 穴水町が当該解体・撤去のため、当該家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすること。

（注記）

- 本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。
- 「3階建以下の戸建住宅」又は「戸建住宅以外の家屋等で2階建以下かつ高さ10m以下のもの」は、地下室が無ければ基礎部分（杭基礎を除く。）も対象となります（敷地等の状況によっては、対象外となることもあります。）。
- 申請書の提出者が代理人の場合は、所有者からの委任状（実印）を添付してください。
- 申請書提出の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

氏名（自署）

実印

【受付処理欄】

家屋整理番号		対応者印	
階数	構造	用途	
地上 階	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造（S造） ↑ 軽量鉄骨系プレハブ家屋を含む <input type="checkbox"/> 重量鉄骨造（S造）	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
地下 階			
延床面積	m ²		
特記事項			
※ 穴水町処理欄 システム入力年月日		依頼登録No	

環安発第 号
令和 年 月 日

様

穴水町長

被災家屋等の解体・撤去決定通知書

申請のありました令和6年能登半島地震に伴う被災家屋等の解体・撤去について、解体・撤去することに決定したので通知します。

記

- 1 整理番号
- 2 被災家屋等の所在
- 3 その他連絡事項

※解体着工予定日は、家屋等解体業者が連絡いたします。なお、解体着工の立会いは任意ですが、解体完了後の立会いは必ず行うようお願いいたします。

※解体着手予定日及び解体完了後の立会日に変更がある場合は、事前に連絡いたします。

環安発第 号
令和 年 月 日

様

穴水町長

被災家屋等の不解体・不撤去決定通知書

申請のありました令和6年能登半島地震に伴う被災家屋等の解体・撤去について、解体・撤去しないことに決定したので通知します。

記

- 1 整理番号
- 2 被災家屋等の所在地
- 3 解体・撤去しないことに決定した家屋等
- 4 解体・撤去しない理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起できます。ただし、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。

令和 年 月 日

穴水町長

申請者 住所 _____
(所有者)

氏名 _____ 実印

申請代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

被災家屋等の解体・撤去に係る申請取下書

令和 年 月 日付環安発第 号で解体・撤去の決定通知があった下記の被災家屋等の解体・撤去に係る申請を取り下げます。

記

1 整理番号 _____

2 被災家屋等の概要

(1) 所在地

(2) 被災家屋等の種類及び名称

様

穴水町長

被災家屋等の解体・撤去完了通知書

申請のありました令和6年能登半島地震に伴う被災家屋等の解体・撤去について、下記のとおり解体・撤去が完了しましたので通知します。

記

1 整理番号

2 被災家屋等の所在地

3 被災家屋等の概要

(1) 建物構造

(2) 延床面積 (㎡)

(3) 用途

4 解体・撤去完了日

令和 年 月 日